

飯山市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、飯山市が発注する建設工事に関して競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定める。

（対象工事）

第2 総合評価落札方式（特別簡易型）の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうち、飯山市建設工事等指名業者選定委員会（飯山市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成6年飯山市告示第30号）第16条に規定する委員会をいう。以下「選定委員会」という。）が選定したものとする。

- (1) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力及び社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの
- (2) その他必要と認めるもの

（総合評価の方法）

第3 総合評価落札方式で定める評価は、当該各号の規定による。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4 市長は、次の各号に掲げる事項について、施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定によりあらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価落札方式により落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見聴取の際に、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見が必要との意見があったときは、当該落札者を決定しようとするとき。

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会（以下「審査会」という。）に代行審査を依頼することができる。

（落札者決定基準）

第5 市長は第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の審議を経て、落札決定基準を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次の各号に掲げる事項を入札公告又は指名通知書により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請時、入札及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (6) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

第7 入札参加者は、価格以外の評価点申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される申請書に基づき採点し、市長が決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9 市長は、第8の規定により決定した価格以外の評価点については、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第2号）を作成し公表するものとする。

2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内（飯山市の休日を定める条例（平成元年飯山市条例第27号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとする。

(落札者の決定方法)

第10 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は、次の各号の規定による。

- (1) 入札は、価格以外の評価点を集計した後に行う。
- (2) 入札者のうち、入札価格が予定価格以内の入札者を対象に総合評価を行う。
- (3) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札者全員について、入札参加資格要件の確認を行い、当該要件を満たしている者が2者以上ある場合は、日時、場所を連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

- (4) 落札候補者に対し入札参加資格確認書類及び工事成績等の評価項目算定資料の確認書類（様式第3号。以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。
- (5) 落札候補者は確認書類を、求められた日の翌日（休日を含まない。）までに持参により提出するものとする。
- (6) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者は、失格とする。
- (7) 市長は、落札候補者が入札公告又は指名通知書に示す入札参加要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該要件等を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が当該要件等を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- (8) 市長は、落札候補者を決定後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価による順位が入れ替わる場合は、これを取り消すものとする。

（契約の解除）

第11 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等、悪質な行為があったと確認された場合は、契約を解除しなければならない。

（補則）

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別 記（第 3 関係）

総合評価点算定基準（特別簡易型）

1 趣 旨

この算定基準は、飯山市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領に基づき適正な算定をするため、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

点数の配分は以下による。

- (1) 価格点：89～95点
- (2) 価格以外の評価点：5点～11点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者を除いて算定する。
- (2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入]
※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示すとおりとする。

工事成績、その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定める者とし、評価の基準日は公告日又は指名通知日とする。

(1) 企業の技術力

① 企業の施工能力

ア 工事成績（必須）

県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。（最大2点）

- a 70点以上 2点
- b 65点以上70点未満 1点
- c 65点未満又は、工事实績なし 0点

※1 上記点数を加点する。

※2 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去2ヵ年の工事成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第1位四捨五入]

※3 工事成績点は、毎四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。

※4 工事成績点は、見直し基準日以降に公告又は指名通知する案件に適用する。

- ※ 5 工事成績点は、見直し基準日より3ヵ月以前から2ヵ年遡った間に竣工している工事（竣工年月日）の工事成績評定点を対象とする。
- ※ 6 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全の工事を対象とする。
- ※ 7 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができる。

イ 工事実績（同種・類似工事実績）（選択）

専門性の高い工事や経験・実績などにより工事品質の確保が可能な工事において同種工事の実績の有無により評価する。（1点）

- ※ 1 上記の点数を加点する。
- ※ 2 実績は、過去10年間の公共機関等（CORINSへの登録に関する規約第2条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告、又は指名通知書で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※ 3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定することとする。
- ※ 4 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

② 配置予定技術者の能力

ア 保有資格（主任技術者の資格）（選択）

契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の資格により評価する。（最大1点）

- a 技術士又は、一級施工管理技師（1点）
- b 二級土木施工管理技師（0.5点）
- c その他（0点）

- ※ 1 上記の点数の範囲で加点する。
- ※ 2 登録が必要な資格については登録が完了していなければならない。
- ※ 3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。

イ 技術者実績（同種・類似工事の実績）（選択）

過去10年間に同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての実績により評価する。（1点）

- ※ 1 上記の点数を加点する。
- ※ 2 実績は、過去10年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告、又は指名通知書で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※ 3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定することとする。
- ※ 4 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

(2) 企業の社会性・地域性

① 企業の地域性

営業拠点の所在地（必須）（1点）

応募者の本社（本店）所在地の飯山市内の有無により評価する。

※1 上記の点数を加点する。

※2 営業拠点の所在地は、入札公告又は指名通知日現在で、飯山市入札参加資格に登録されている所在地とする。

② 企業の社会性

ア 環境対策（選択）

ISO14001の取得実績により評価する。（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

イ 労働福祉（選択）

経営事項審査の「労働福祉の状況（W1）」が20点以上の場合に評価する。（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 「労働福祉の状況（W1）」は、入札公告日又は指名通知日の直近に通知された「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書」（以下、「通知書」という。）中の「労働福祉の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

経営事項審査の労働福祉の状況（W1）のうち「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」の項目にマイナス評価がある者。（△1点）

※1 上記点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、「通知書」中の「労働福祉の状況」のうち、「雇用保険の加入の有無」欄又は、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。

ウ 災害協定（必須）

飯山市と災害時における協定を締結している。または、締結している団体に加盟している。（1点）

※1 上記点数を加点する。

エ 消防団協力（必須）

飯山市消防団協力事業所として表示証が交付されていることにより評価する。（1点）

※1 上記の点数を加点する。

オ 除雪契約（選択）

道路除雪業務の契約の有無による評価する。（1点）

※1 上記点数を加点する。

カ 水道本管破裂緊急出動当番業者（選択）

緊急出動当番業者であることの有無により評価する。（1点）

※1 上記点数を加点する。